

街を分断させないで

下北沢再開発差止め訴訟

第一回口頭弁論 原告側住民が陳述

世田谷区の小田急線下北沢駅周辺の再開発をめぐる行政訴訟の第一回口頭弁論が二十日、東京地裁で開かれました。原告側の住民や自営業者三人が陳述し、「商業地区を踏みつぶし、アスファルト

トとコンクリートの世界に変えるような計画はすくにやめて」などと訴えます。最大幅二十六メートルの都

市計画道路（補助54号線）などの事業認可取り消しと差し止めを求め、地元住民や商店主ら五十三人が東京都を相手取って起こしたものです。

同時に、国に対しては道路整備の前提となる連続立体交差事業の認可取り消しを求めています。

意見陳述した原告代表の原田学氏（六三）は、下北沢地域が好まれていると指摘し、「必要もない道路をこ

ろのかかわりを紹介。多くの若者が下北沢に集まり「文化の発信基地」になっていると強調しました。

都市計画道路を建設することで車が地域に入りこみ、安心して買物ができる路地など、すばらしい生活環境が失われると批判。日本は大変な赤字を抱え、医療や福祉への支出をほとんど減らしている」と指摘し、「必要もない道路をこ

れ以上莫大（ばくだい）なお金を使って造るのはやめてください」と訴えた。

続いて陳述した三枝龍次郎氏（六三）は、生まれたときから住み続ける下北沢が、現在のような若者や主婦、子ども、高齢者など、だれもが集える街に発展してきた移り変わりを紹介するとともに、大きな道路の建設がいかに街を分断、破壊するかについて告発。「街を新たに分断する幅二十六メートルの道路を造ることが、私にはどうしても納得がいかない」とのべました。